

憲法草案の可決と今後の展望

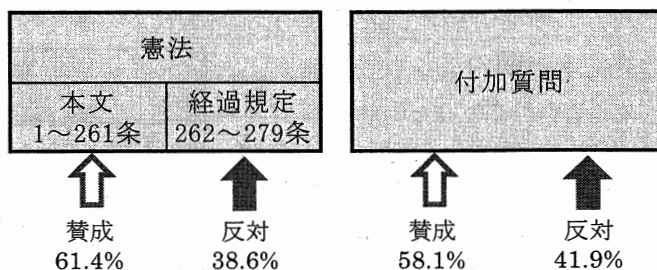
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

1. はじめに

2016年8月7日に憲法草案をめぐる国民投票が実施された。国民は2つの案件への賛否を問われた（図参照）。1つは憲法草案である。それはミーチャイを委員長とする憲法起草委員会が起草したものであり、261条までの本文と、262条以下の経過規定から構成されている。経過規定は憲法の公布施行当初のみ適用される条文である。もう1つは付加質問である。憲法草案完成後に、国家改革推進会議が提案し、官選国会が採択して、国民に賛否を問うことにした追加の質問である。

＜図 国民投票＞



そこに盛り込まれた内容は、民主政治の原則に反していた。憲法本文には、1992年以来定着してきた首相を民選議員に限定する規定がない。選挙の洗礼を受けない人物に首相就任の門戸を開くための工夫である。しかし最大の問題は付加質問である。議院内閣制では、国民が下院議員を選び、下院議員が首相を選ぶ、そして首相は下院に、下院議員は国民に説明責任を負う。この民主政治のルールから逸脱することへの賛否が問われた。

第1に、憲法草案でも本文の158条では、首相は下院で選出されると規定されている。ところが、付加質問で、当初5年間は総選挙後の国会における首相指名投票で上院議員にも投票権を認めてもよいかと国民に尋ねた。

第2に、その上院議員は、憲法本文の107条では、特定集団ごとの互選で200名が選出されると規定されている。これは、2007年憲法の経験に照らし合わせると、一般国民のあずかり知らないところで行われるエリートの互選であり、民選の実態が乏しい。経過規定の269条で、それをさらに非民主的なものへ変更して、上院は、当初の5年間については、定員が250名へ増やされ、クーデタ評議会 NCPO が任命することになっている。付加質問と経過規定を組み合わせると、軍隊が任命する上院議員250名が、国民が選ぶ下院議員500名とともに、下院議員に限定されない候補者から首相

を選出するという強い非民主化効果を発揮することになる。

2. 国民投票

2.1 結果

国民投票では、投票率が59.4%、憲法草案への賛成が61.4%、付加質問への賛成が58.1%という結果となった。2007年に実施されたタイ史上初の国民投票では投票率が57.6%、憲法草案への賛成が56.7%であったので、今回は投票率も賛成率も前回はわずかながら上回ることになった。付加質問は憲法草案よりも賛成率が3%ほど低く、少なからぬ有権者が付加質問に不満を感じていたことが窺える。

地域別にみると、賛成率が前回8割を大きく超えた南部地方では、10%ほど低下した。それでも賛成率は76.9%であり、2位の中部地方の69.5%を大きく引き離している。中部地方では賛成率が前回よりも3.7%増えていた。北部地方は、賛成率が前回よりも5.9%上昇して57.7%になった。前回反対票が6割以上あった東北地方では、賛成率が今回は12%も上昇し、48.6%へと増えたものの、反対票のほうが多かった(表1参照)。

<表1 国民投票での賛成票の割合(%)>

地域	年	2016	
	2007	憲法草案	付加質問
南部	86.5	76.9	74.6
中部	65.8	69.5	66.2
北部	51.8	57.7	54.1
東北	36.6	48.6	44.6
全国	56.7	61.4	58.1

東北地方と並ぶ赤シャツ派(UDD)の拠点であり、タックシン元首相の

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成

出身地でもある北部で賛成票が多いことは怪訝に感じられるかも知れない。謎を解く鍵は境界線にある。通常理解では、北部はチェンマイを中心とするランナーと呼ばれる地域であろう。しかし、行政的には、北部地方はナコーンサワン以北の中部平原を含んでいる。そこは、地上を旅すれば一目瞭然のように、歴史や文化の面でも、そして自然環境の面でも、ランナー地方とは異質である。下北部というよりも上中部である。そのことは、国民投票にも反映されている。ランナー地方の8県のうちメーホーンソーンを除く7県、つまりチェンラーイ、チェンマイ、パヤオ、ラムパーン、ラムプーン、ナーン、プレーでは、2007年には反対票が上回っていた。2016年にもこれら7県のうち5県では反対票が上回っていた。賛成票が上回ったラムパーンとナーンの2県でも付加質問については反対票が

<表2 南部国境3県の賛否割合
(反対票/賛成票)比較>

県	年	2007	2016
パッターニー		0.31	1.86
ヤラー		0.36	1.46
ナラーティワート		0.30	1.62

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成

上回っていた。

東北と北部（ランナー）では反対票が多く、それ以外では賛成が多いという傾向は、2007年と2016年の国民投票に共通している。そうした中で異彩を放つのは、2004年以来死傷事件が相次ぐパッターニー、ヤラー、ナラーティワートの南部国境3県である。2007年には、賛成が9割を超える県が多い南部にあっては、7割ほどとやや低めながら、賛成票が上回っていた。しかし、2016年には賛成票が激減した。たとえば、パッターニー県では、2007年には反対票は賛成票の0.31倍にすぎなかったものが、2016年には1.86倍へと大幅に増えた（表2参照）。

投票結果でもう1点興味深いのは、反対票の減少である。ランナー地方では5県で反対票が上回っていたとはいえ、2007年と比べると賛否の差が縮まっていた。たとえば、チェンマイ県では反対票は、2007年には賛成票の1.31倍あったものが2016年には1.19倍へ減っていた。反対票の割合が2007年よりも増えたのは、1.07倍から1.08倍への微増ながら、唯一ラムプーン県のみであった（表3参照）。

＜表3 ランナー地方の賛否割合比較＞

県 \ 年	2007	2016
チェンマイ	1.31	1.19
チェンラーイ	1.76	1.24
プレー	1.69	1.16
ラムプーン	1.07	1.08
パヤオ	1.41	1.14
ナーン	1.55	0.89
ラムパーン	1.38	0.94

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成

同様な変化は東北地方でも観察された。東北地方では、反対票が賛成票を上回ったのは、2007年には19県中18県であったものが、2016年には20県中15県へと減った。2007年に反対票が賛成票の3倍以上あった3県についてみると、ナコーンパノム県では3.47倍から1.11倍、ムクダーハーン県では3.29倍から1.62倍（今回3位）、

＜表4 東北地方の賛否割合比較＞

県 \ 年	2007	2016	県 \ 年	2007	2016
カーラシン	2.23	1.23	ルーイ	1.34	0.85
コーンケー	2.01	1.26	シーサケート	2.39	1.37
チャイヤブーム	2.27	1.19	サコンナコーン	2.63	1.09
ナコーンパノム	3.47	1.11	スリン	1.66	1.04
ナコーンラーチャシーマー	1.45	0.56	ノーンカーイ	2.89	1.26
ブリーラム	0.81	0.66	ブンカーン*		1.53
マハーサーラカム	1.92	1.36	ノーンブアラムプー	2.88	1.52
ムクダーハーン	3.29	1.62	アムナートチャルーン	1.03	0.82
ヤソートン	2.31	1.76	ウドーンターニー	2.51	1.48
ロイエット	3.19	1.78	ウボンラーチャターニー	1.3	0.83

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成。

注：*ブンカーンは新県。

ローイエット県では3.19倍から1.78倍（今回1位）へとその差が大きく縮まった。今回1.76倍で反対票の割合が2位のヤソートーンも、前は2.31倍であり、反対票の割合が同様に減っていた（表4参照）。

全体としてみるならば、2007年と比較すると、2016年には賛成票の割合が増えた。これは軍事政権にとっては望外の喜びといえる結果であろう。選挙管理委員会は憲法草案の内容の周知徹底に努めず、長所ばかりを一方的に宣伝しようとした。政権は憲法草案への批判や反対を禁止し、曖昧な法規定に基づいて違反者を逮捕した。弁護士団体の集計によると、国民投票法施行の2016年4月23日から投票直前の8月5日までの間に、国民投票に関連した違反事件で訴追されたのは195名であった¹。アメリカ、EU、国連などの国際社会から自由でも公平でもないという批判を繰り返し浴びても、政権が手綱を緩めなかったことが物語るように、可決を確実視していたわけではない。

2.2 可決理由

憲法草案や付加質問の内容、キャンペーン方法のいずれにも問題が多かったものの、6割が賛成したという厳然たる事実は否定できない。たとえ、選挙管理委員会が有権者への憲法草案の配布を怠り、批判ビラを規制したとしても、有権者は情報を集めることが十分に可能であり、多くのものは内容を理解した上で賛成票を投じた。全国どこでも付加質問への賛成率が低いのはその証拠といえよう。では、民主的とはいえないこの憲法草案はなぜ可決されたのであろうか。

その前に局地的な反対票について興味深い意見を紹介しておこう。国民投票当日夜のインタビューで、タイ随一の知識人ニティは、南部、北部、東北で反対票が多かった理由として、単なる思いつきに過ぎないと断りながら、それらの地域の住民が他の地域と平等なタイ国民と認められるに至っていないと感じているからかも知れないと述べた²。タイという国民共同体の形成が始まるのは20世紀のことであり、南部のマレー人、ラーンナーのムアン人、イサーン（東北地方）のラーオ人は、そこに加わった。先にタイ人という意識を抱くようになった人びとの中には、これら周辺地域の住民を異邦人あるいは非対等な二級市民と見なしているものがある。2013年から14年にかけての反政府デモで、都市部の中層や上層を代弁する知識人たちが、都市住民と

¹ “Ko.ko.to. raprong phon prachamati yang pen thangkan ‘prayut’ phoei Bandai 3 khan su kanluaktang khat 4 hetphon ‘vote yes’ chanakhat”, Aug 10, 2016 (<http://thaipublica.org/2016/08/referendum-15/>).

² “Samphat Nithi Iosiwong: Phon prachamati sathon sing dai”, Prachamati, Aug 7, 2016 (<http://www.prachatai.com/journal/2016/08/67331>). 後日英訳されている。“Nidhi Eoseewong: Implications of draft charter referendum, its results”, Prachathai, Aug 13, 2016 (http://prachatai.org/english/node/6469?utm_source=feedburner&utm_medium=feed&utm_campaign=Feed%3A+prachataienglish+%28Prachatai+in+English%29).

地方住民の選挙権が平等なのは不当であると主張したことは記憶に新しい。痛みを感じるのは差別する側ではなく、差別される側である。差別されているという共通の意識が、3つの地域での反対票を増やしている可能性を否定することはできない。

とはいえ、憲法草案は可決された。タイを代表する国際政治学者で、英語での発信力が抜群に高いティティナンは、国民投票の結果について、次のように論評した。「国民投票の結果は世界中の民主主義者にとっては納得しがたいけれども、長期的には尊重され評価されるべきである。」その理由は次の通りである。第1に、タイ人は、果てしない路上デモに辟易しているため、軍隊が政治への影響力を保持することになったとしても秩序や安定を求めている。第2に、多くのものは民選政治家による汚職にうんざりしている。汚職は政治家の専売特許ではないものの、ここ16年間の大半の時期は政治家が国政を担当してきた。第3に、地方住民は軍事政権が次々と打ち出すバラマキ政策によって懐柔されている。第4に、憲法が可決成立すれば、選挙が行われ、民選議会が復活する。第5に、タイ人は国王の交代が迫っていることに気付いている。政治家や活動家は、軍隊を嫌っているものの、この時期に政権を担当しようとは思っていない³。

オンラインのジャーナル『プラチャータイ』は、東北地方で反対票が2007年よりも大きく減った理由を調査して報告している。軍人や警察官に尾行されて自由な言動を封じ込められたと口々にこぼす赤シャツ(UDD)活動家に混じって、サコンナコーン県の前職代議士が興味深い証言をしている。彼によると、可決された理由の第1は曖昧さである。キャンペーンを厳しく規制した国民投票法は、容認される言動の境界線が曖昧であり、人びとを萎縮させた。憲法草案が否決された場合の対応について、政権が説明せず曖昧にしていたため、否決することへの不安を覚えた。

第2に内務省である。タイの中央集権的な行政機構の屋台骨となる内務省は全国の県と郡に職員を派遣しており、その下では住民代表のカムナン(区長)と村長が手足となっている。この内務省の統治機構が可決に向けてフル稼働した。a)政治家やUDD活動家が処罰を恐れて行動を躊躇^{ためら}わねばならなかったのに対して、内務省関係者には行動の自由があったことが重要であった。b)カムナン、村長、そして軍人は、村の住民に対して、草案が可決されれば軍事政権が終わると伝えて、可決を促した。c)村の住民は村長の親族が多いので、村長から賛成を依頼されると無碍には断りにくかった。

第3は選挙願望である。住民は軍事政権に不満を感じており、総選挙の実施で状況を早く変えたいという気持ちが強かった。

第4はバラマキ予算である。軍事政権が開発事業や補助金による予算を村に落とす

³ Thitinan Pongsudhirak, "Thailand's changing political narrative", *Bangkok Post*, Sep 9, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/1081620/thailands-changing-political-narrative>)

ことを、政治家が批判しようものなら、予算獲得の妨害と見なされて、住民から嫌われた。国民投票における低い投票率や少ない賛成票は、予算削減につながるのではないかと懸念する地域もあった。

この政治家がとりわけ重要と考えるのは第2の内務省である。「政権が用いた内務省のメカニズムは効力を発揮した。今回はこのメカニズムを実験してみたのではないかと思う。政権には試行してみる権利がある。失敗しても何も失うものはない。可決されなければ起草しなおしたらよい。しかし今や、政権はこのメカニズムが使い物になることを学んだ。どう使ったよいか分かった⁴。」

コーンケン大学が2016年8月18日に発表した「2016年憲法草案国民投票における東北地方住民の理由」という調査結果によると、賛成票を投じた人の8割以上が、1) 静穏を願うから、2) 総選挙の早期実施を願うから、3) 憲法が政治家を抑制しその汚職に歯止めをかけるのに役立つから、という理由を挙げていた⁵。ここからは、軍事政権の実績への評価、新憲法のもとでの政治改善への期待、の2点が重要であったことが分かる。

2.3 南部の問題

南部国境3県（パッターニー、ナラーティワート、ヤラー）では、反対6割、賛成4割と、反対が上回った。東北地方ならびに北部地方と同様ながら、2007年にも反対票が多かった両地方とは異なり、南部国境3県は2007年には賛成が上回っていたので、正反対の方向へ振れたことになる（表2参照）。

この結果について、南部国境3県に詳しい研究者シーソムポップ・チットプロムシーが興味深い分析をしていた。8月8日に報じられた分析によると、反対の理由は、アイデンティティ、政治参加、地方分権・地方自治の軽視（たとえば仏教重視の67条、民族尊重に制限の70条）が、南部国境3県のムスリムの感情を逆なでにしている点にある。国民投票実施前に、落書きなどの反対運動が生じていたことから判断すると、新憲法は南部国境3県における暴力や対立を激化させる可能性が十分にある⁶。また、ソクラーナカリン大学パッターニー校教員のサーマート・トーンフアは、反対の理由が治安担当者への不満にあると指摘していた⁷。

⁴ “Raingan: Koet aria kap ‘isan’ botsamruat lang ru phon prachamati”, *Prachathai*, Aug 24, 2016 (<http://www.prachatai.com/journal/2016/08/67607>).

⁵ “Isan phon phoei het thi khon rap rang ro.tho.no. phro tongkan kham sangop lae kanluaktang reo thi sut”, *Prachathai*, Aug 24, 2016.

⁶ “Huang ratthathammanun ying pen nguankhai khatyaeng yam ying tong sang khwammancai nai krabuankan santiphap”, *Deep South Journalism*, Aug 8, 2016 (<http://www.deepsouthwatch.org/dsj/9234>).

⁷ “Mum mong to chaidaen tai ‘mai rap’ ratthathammanun satsana lae kansuksa pen nguankhai lak rat tong rip kae fai tai”, *Deep South Journal*, Aug 8, 2016 (<http://www.deepsouthwatch.org/dsj/9236>).

そうした懸念が的中したかのように、8月10日から12日にかけて南部の7県で火災や爆発が相次いだ。ある研究者によると、8月1日から10日までの間に南部では50発の爆弾が爆発し、18箇所で憲法草案に反対する落書きが行われていた。彼によると、10日から12日にかけての攻撃は、憲法草案の可決と関連しており、南部の活動家が観光客に危害を加えないとか、南部4県（上記3県に、ソンクラー県の一部地域が含まれる）以外では活動しないというのは事実と反する神話に過ぎない⁸。

パッターニーに在住し、現地語に堪能で、現地事情に精通する日本人研究者は、「[南部国境3県の] 反政府活動家たちは、現状に強い不満を感じている。政治面では、人びとの声を伝える民主的なチャンネルが新憲法のもとでは著しく狭められる。和平交渉については、話し合いの枠組みは維持されているものの、政府側の態度は一貫してこなかった。・・・活動家たちが外部世界と意思疎通できる唯一の方法は暴力の行使である。最近の暴力の増加は明らかに彼らの不満を反映している。」と述べて⁹、憲法草案可決が、和平交渉の頓挫や2014年総選挙の無効化と並んで、爆破・放火事件を招く要因になっていると指摘している。

3. 可決後

3.1 ルーティン・ワーク

暫定憲法草案 37 条によると、憲法起草委員会が付加質問を織り込んだ憲法草案を30日以内に仕上げ、それを受け取った憲法裁判所が30日以内に審理を終え、その後30日以内に公布施行される。つまり、11月初旬までには公布施行の予定となっている。

憲法草案 267 条によると、憲法の公布施行から240日以内に、憲法起草委員会は10の法律の起草を終えることになっている。下院議員選挙法、上院議員選出法、政党法、選挙管理委員会法、憲法裁判所審理法、政治家犯罪審理法、オンブズマン法、汚職防止取締法、会計監査法、国家人権委員会法である。憲法起草委員会から10の法案を受け取った官選国会は、60日以内に審議を終える。それから150日以内に総選挙が実施される。つまり、8月7日の国民投票から数えて、 $30 \times 3 + 240 + 60 + 150 = 540$ 日以内に総選挙を実施しなければならない。暫定憲法を遵守するならば、遅くとも2018年2月までには総選挙が実施される。関連法は10個すべての完成を待たなくても、選挙に不可欠な4つが施行されれば、選挙の実施が可能になる。それら4つの法律の起草を優先すれば、完成は2017年半ばと予想され、それを受けて2017年末の総

⁸ Engvall, Anders, "Bombs, facts, and myths in southern Thailand", New Mandala, Aug 13, 2016 (<http://www.newmandala.org/bombs-facts-myths-southern-thailand/>).

⁹ Hara Shintaro, "Referendum, Bombings and Peace Process", *Prachatai*, Sep 11, 2016 (<http://www.prachatai.com/english/node/6550>).

選挙実施が可能になる。プラユット首相は2016年9月21日にニューヨークの国連総会で、2017年末には総選挙を実施すると改めて明言しており、予定通りの実施が予想される。

選挙の実施のほかに、憲法はいくつかのことを要求している。憲法草案65条では、「国家戦略」を定めることになっている。内閣は、憲法の公布施行から120日以内に「国家戦略法」を策定し、1年以内に「国家戦略」を定めなければならない。憲法草案142条や162条によると、予算案も、新政権の施政方針も、国家戦略に合致しなければならないとされている。

憲法草案219条では、憲法裁判所は独立機関と合議で、憲法公布施行から1年以内に「倫理基準」を定めることになっている。この基準は、内閣、国会議員、憲法裁判所判事、独立機関委員に適用され、違反者は罷免されることになっている。策定に当たっては、下院議員、上院議員、内閣の意見を聞くことになっているものの、憲法の公布施行から1年以内には、プラユット内閣と官選国会議員しか存在しないので、官選国会が上下両院の役割を代行することになる。

2014年クーデタの発端は、ステープ率いるPDRC（国王を元首とする完璧な民主主義へと国政を改革する国民委員会、People's Democratic Reform Committee）が選挙よりも改革を優先するべきと主張して、デモ集会を繰り広げたことにあった。PDRCの要求に応じる形で、プラユット政権は、官選国会とは別に「国家改革評議会」を設置した。評議会は、2015年にボーウォーンサック委員会の憲法草案否決とともに廃止され、代わりに「国家改革推進会議」が設置された。改革への熱意はミーチャイ草案にも反映されている。憲法草案の257条から261条によると、憲法の公布施行から120日以内に「改革の計画・手続法」を策定し、5年以内に成果を出せるよう1年以内に計画を実行に移さねばならない。司法過程に関する法律の見直しについては、特別委員会を設置し、1年以内に作業を終えなければならない。教育改革については、60日以内に委員会を設置する。どちらの委員会も任命者はプラユット政権である。また、憲法草案278条によると、生活環境や健康への影響に関する調査、国家の財政規律、汚職告発者の保護、これら3点に関する法律は、起草が憲法の公布施行から240日以内に終わり、それから60日以内に官選国会での審議を終えなければならない。

3.2 続投に向けて

憲法草案可決が政治に与える影響は大きい。閣僚経験のある経済学者ウィーラーポンは影響を6点にまとめている。第1に、6割の賛成は、2014年クーデタとその後の行程表に正当性を付与する。国民投票で可決されていた2007年憲法を、クーデタで破棄したことも正当化される。第2に、国民は欧米型の多数決選挙民主主義を望んで

おらず、首相を下院議員に限定しない半葉民主主義を好んでいる¹⁰。半葉の民主主義の先例となる1980年代のプレーム政権の政治的安定を懐かしむものが多い。第3に、プラユット首相の個人的な人気裏付けられた。国民投票の結果と政権は関係がないと、首相は事前に何度も主張していたけれども、新憲法起草は政権の主たる任務なので、可決が首相に正当性を付与することは間違いない。第4に、2大政党が草案に反対したにもかかわらず、賛成票が上回ったのは、政党の比重が小さな半葉の民主主義への支持率上昇を意味している。第5に、軍隊が任命する上院議員が主導して首相を選ぶ政治体制を国民は支持した。それは通常の議院内閣制のように政党が首相を選ぶのではなく、上院が首相を選び、選ばれた首相がどの政党を与党に加えるのかを決める政治体制である。第6に、国民投票が自由でも公平でもなかったという誹りを免れることはできないものの、国民の多数派が憲法草案を支持したのは事実なので、欧米先進国からの批判が和らぐ¹¹。

国民投票で民主的な正当性を得たとして、国会や改革推進会議では、軍を支持基盤とするプラユット首相の続投論が盛り上がってきた。首相も意欲を示している。第1に、付加質問の考案者たる国家改革推進会議と官選国会では、首相選出に当たって、上院議員に投票権だけではなく、候補者指名権も、与えようという意見が登場した。付加質問の拡大解釈であり、憲法起草委員会はこの提案に否定的である。

振り返れば、2016年1月にミーチャイ委員会の最初の草案が完成した後、2月に内閣は16項目の修正要求を行った。その16番目は、憲法の公布施行直後とその後の2つの時期に分けるべきということであった。この点について、プラユット首相は2月23日に、移行期となる当初の5年間については平時と異なる特別な規定をもうけるべきということだと説明した。プラユット政権が総選挙後も居座るという意味なのかと記者から問われると、「どうしたら続投できるのか」と答え、同じ質問を重ねて受けると、「なぜ続投するのか。しかし他に方法があって、通常の方法で続投できるならば続投する」と答えた。この5年間のための特別な規定が、経過規定であり、さらには付加質問であった。それが国民投票で可決されたことは、プラユット首相が続投に向けて背中を押されたに等しいという面があった。

第2に、反タックシン派として活躍していた元上院議員パイブーン（2008年と12年に任命上院議員、14年に国家改革評議員）がプラユットを首相にするための政党を結成するという構想を発表した。

第3に、国民投票前から浮上していた既存政党の解散による政党再編成という set

¹⁰ 半葉民主主義はプレーム政権のスタイルを説明するために一般的に用いられる。「半葉 (khrung bai)」、全葉に対応する表現であり、「半分」を意味する。

¹¹ Wiraphong Ramangkun, "Prachamati 7 singhakhom", Matichon, Aug 11, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/245795>).

zero 構想を支持する声が、国家改革推進会議において強まってきた。既存政党を解散し、政治家に新たな政党への所属を求めることにすれば、プラユット首相支持政党への糾合が容易になるからである。

第4に、国家改革推進会議では、従来選挙管理委員会に全面的に委ねられてきた選挙の実施へ内務省を関与させようとする提案が出された。1997年憲法で独立した選挙管理委員会が設置される以前には、内務省が選挙を担当しており、不正選挙の温床のひとつと見なされていた。それが一転して高い評価を得るようになったのは、2016年の国民投票における内務省行政機構の貢献ゆえであろうが、それは第1の構想と同じく浅慮である。タイの長い軍事政権の歴史を振り返ると、内務省を握っても選挙では勝てない。軍事政権を支持する政党が過半数の議席を獲得したことは1957年2月の一度しかない。2016年に有効に機能したのは、総選挙ではなかったこと、キャンペーンに自由がなかったこと、この2点に理由を求めることができよう。内務官僚は軍隊の言いなりになるほど間抜けでも無力でもない。

第5は下院対策である。総選挙後の国会における首班指名で、プラユット首相が推薦され、多数派の支持を受けるためには、2001年以来の総選挙で連勝を続けているタックシン派を弱体化しておく必要がある。政党はクーデタ後に活動を禁止されているため、勢力がどこまで衰えているのかは判断しがたい。政党を弱体化させる方法はいくつかある。1つは政党再編である。過去に2007年にタイラックタイ党、2008年にパランプラチャーチョン党を解党したにもかかわらず、政治家が再びタックシン派に群がったという事態の再現を阻止し、政党再編の効果を高める必要がある。そこで、第1に、被選挙権を剥奪するため、すでに失職・離任済みのタックシン派の閣僚や民選議員に対する罷免を官選国会が繰り返し試みている。たとえば、2016年9月17日には、インラック政権時代の国防大臣を不当な人事異動を行ったという理由で罷免し、被選挙権を5年間剥奪した。第2に、投獄も、タックシン派への協力をためらわせる見せしめの効果がある。たとえば、2016年8月24日に最高裁政治家事件部は、タックシン政権時代の情報通信技術大臣が在任中に放送衛星 Thaicom への SHIN 社（当時は首相一家が所有）の出資比率の下限を51%から40%へ引き下げたことについて、外国資本による支配の可能性を高めたことが汚職に当たると判断して懲役1年の実刑判決を下した。ウィッサヌ副首相（法務担当）は9月2日に、損害賠償を求める民事訴訟を検討する委員会を設置すると述べた。第3に、摘発や訴追により信用を傷つけることも効果がある。インラック前首相は2011年大洪水対策で汚職があったとして16年9月に民主党から訴えられ、係争案件が15へと増えた。第4に、巨額の損害賠償請求も大いに意味がある。インラック前首相は16年9月に、生産者から市場価格よりも高い値段で粳米を買い上げる政策から生じた巨額の赤字につき357億バーツを賠償するよう請求された。買い上げ代金は政治家が着服したわけではなく、農民に届

いている。しかし、赤字が生じたことが不正や汚職だというのである。政権公約に基づいて実施した所得再配分政策に由来する赤字について、政権幹部が損害賠償責任を負わされるという前例はタイにはなく、管見の限り先進民主主義国にはない。その論理では貧困者救済の意味合いを持った政策は実施不可能になる。タイでは歴代の政権も現在の軍事政権もそうしたバラマキ政策を実施している。特定の政権についてのみ民事責任を問うというのは著しく不当である。財産を差し押さえることができれば、政治資金の枯渇につながり好都合である。最終的な司法判断で差し押さえや没収に至らなくても、信用失墜には寄与する。多くの国民は逆ザヤ政策が汚職の1つと受け止めており、世論調査ではそうした汚職の損害を政治家に賠償させることに賛成しているからである。

4. 軍隊の人事異動：支持基盤の拡大か？

選挙に立候補することなく、首相に就任し、首相の地位を保っていこうとすれば、1980年代のプレーム元首相がそうであったように、軍隊と君主制に支持を求めなければならない。政権居座りに向けて、その一石二鳥効果を狙ったのではないと思われる出来事が2016年8月中旬にあった。同年10月1日付けの軍将官人事異動である。

現在の陸軍総司令官ティーラチャイは9月30日で60歳の定年退職を迎える。後任の総司令官候補は、参謀長と総司令官補佐の2名であった。2007年以降の総司令官はアヌボン、プラユット、ウドムデート、ティーラチャイと4名続いて、「東部の虎」と呼ばれる第2歩兵師団出身者である。後任も同師団出身者と予想されていた。

東部の虎のボスは陸士17期生のプラウィットである。プラウィットは同師団出身者として初めて陸軍総司令官になった人物である。タックシン政権時代の2004年のことであった。その後21期生のアヌボンが第1管区司令官時代に2006年9月クーデタの実行部隊を率いて頭角を現して翌年には総司令官になった。2010年に後を継いだのは、アヌボンとまったく同じく第21歩兵連隊長、第2歩兵師団長、第1管区司令官を経験した23期生のプラユットであった。2014年クーデタは、総司令官在任4年目のプラユットが決行した。ともに25期生のウドムデートは第21歩兵連隊長、第9歩兵師団長、第1管区司令官を経て、ティーラチャイは第2歩兵連隊長、第1管区司令官を経て、総司令官になった。プラユット政権では、プラウィットが副首相兼国防大臣、ウドムデートが国防副大臣、アヌボンが内務大臣を務めている。

東部の虎は、陸軍総司令官や国防大臣のポストを押さえ、人事権を握ることで、陸軍中枢部の支配を続けてきた。第2歩兵師団の連隊長、第1管区の3個師団（第1師団、第2歩兵師団、第9歩兵師団）のうちのどれかの師団長、第1管区司令官を経て、総司令官に上り詰めるというのが典型的なコースである。このパターンからすれば、2011年4月に第2歩兵師団長、同年10月に第1師団長を務め、15年10月に陸軍参

謀長になっていた 28 期生のピシットが最有力候補であった。プラユット政権で軍隊の人事異動を担当してきたプラウィット国防大臣は、16 年 10 月にはピシット、17 年 10 月にはテープポン（第 21 歩兵連隊長、第 2 歩兵師団長を経て、15 年に第 1 管区司令官）を総司令官に就任させるという青写真を描いていた。

ところが、プラユット首相は、ピシットではなく、特殊戦争部隊出身の 27 期生チャルムチャイ総司令官補佐を総司令官に推した。その退役は 2018 年であり、ピシットよりも 1 年遅く、テープポンと同じであった。チャルムチャイが抜擢されると、この東部の虎 2 名が陸軍総司令官に就任する可能性はなくなる。

報道されるところによれば、政権続投への配慮が理由であった。1 つには、チャルムチャイは、枢密顧問官で元首相のスラユットをボスとする特殊戦争部隊の出身である。スラユットは 15 年後輩の抜擢を大歓迎である。スラユットは、枢密院議長プレームの側近中の側近である。枢密院議長は、その誕生日前日の 8 月 25 日に閣僚を引率して公邸をお祝いのために訪問したプラユット首相に、「私のような老兵は、首相が祖国の大事な任務を全うできるように全力を尽くすので、安心して欲しい」と述べて、全面的なバックアップを約束した¹²。これはプレームからの最大級の賛辞の 1 つといえるであろう。

プレームの好感は、プラユット首相が王室への忠誠を重視してやまないことが主因である。しかし、直前に確定したばかりの軍人事異動も重要である。近年の陸軍人事異動では、第 2 歩兵師団偏重への不満が生まれており、それを改めたことへの評価である。チャルムチャイの抜擢はその 1 つである。陸士の成績優秀者や陸軍最高幹部の子弟が多く、総司令官を何人も輩出してきた第 1 師団では、なぜ格下の第 2 歩兵師団出身者が第 1 師団出身者を差し置いて第 1 管区司令官や陸軍総司令官に就任するのかという不満が渦巻いていた。第 1 師団生え抜きのアピラット（31 期生）を第 1 管区司令官に任命したのは融和策として有効である。加えて、プレーム自身の政治も見逃せない。プレームの最大の権力資源は王室との近さである。軍隊中枢部に支持者がいることも重要である。プレームの引き立てや後押しで要職に抜擢されたと感じて、その恩義に報いようとする将校が存在することが肝心である。東部の虎全盛時代には、陸軍での出世の鍵を握るのは、第 2 歩兵師団出身かどうか、東部の虎の幹部と近いかどうかであった。総司令官と第 1 管区司令官に東部の虎ではない将校が登用されると、プレームが陸軍の人事異動で活躍する余地がいくばくか大きくなる。

政治的思惑に基づく気配り人事は、プラユット首相の支持基盤を広げることにつながる。しかしながら、プラユットの支持基盤の中心となってきたのは第 2 歩兵師団で

¹² “Pa lan tham thuk yang nun bik-tu mo.44 ngan chai mu”, Khao Sot, Aug 26, 2016 (http://daily.khaosod.co.th/view_news.php?newsid=TUROd01ERXdNakkyTURnMU9RPT0=§ionid=TURNd01RPT0=&day=TWpBeE5pMHdPQzB5Tmc9PQ==).

ある。同師団出身のピシットもテープボンも総司令官就任の可能性がなくなった。チャルムチャイの後任も、第2歩兵師団出身者から選ばれる可能性は決して高くない。

それよりも重大なのは、2008年以後軍隊の人事異動への政権からの干渉を阻んできた規則がプラユット政権にも適用されることである。軍隊の人事異動は3軍の総司令官、国軍最高司令官、国防次官の制服組トップ5名、そして国防大臣と国防副大臣の合議で決められる。制服組が提出した異動名簿を互いに承認し合うことによって人事は決定する。これに異論を挟むことができるのは、法的に言えば、陸軍総司令官と国防大臣の間に同一部隊出身という明確な上下関係がある場合（プラウィットが2008年12月から11年8月、そして2014年8月以後）、クーデタ評議会 NCPO が内閣を含めた全政府機関の上に君臨する場合だけに限られるはずである。それ以外の場合に、首相が軍隊の人事異動に干渉すれば「不当介入」との反発を招くことが確実である。簡単に言えば、陸軍の人事権はチャルムチャイ総司令官に移るのである。

2006年9月クーデタで、特殊戦争部隊出身のソンティ陸軍総司令官が、首都には手勢がほとんどなく、第1管区司令官の兵力に頼らなければならなかったように、チ

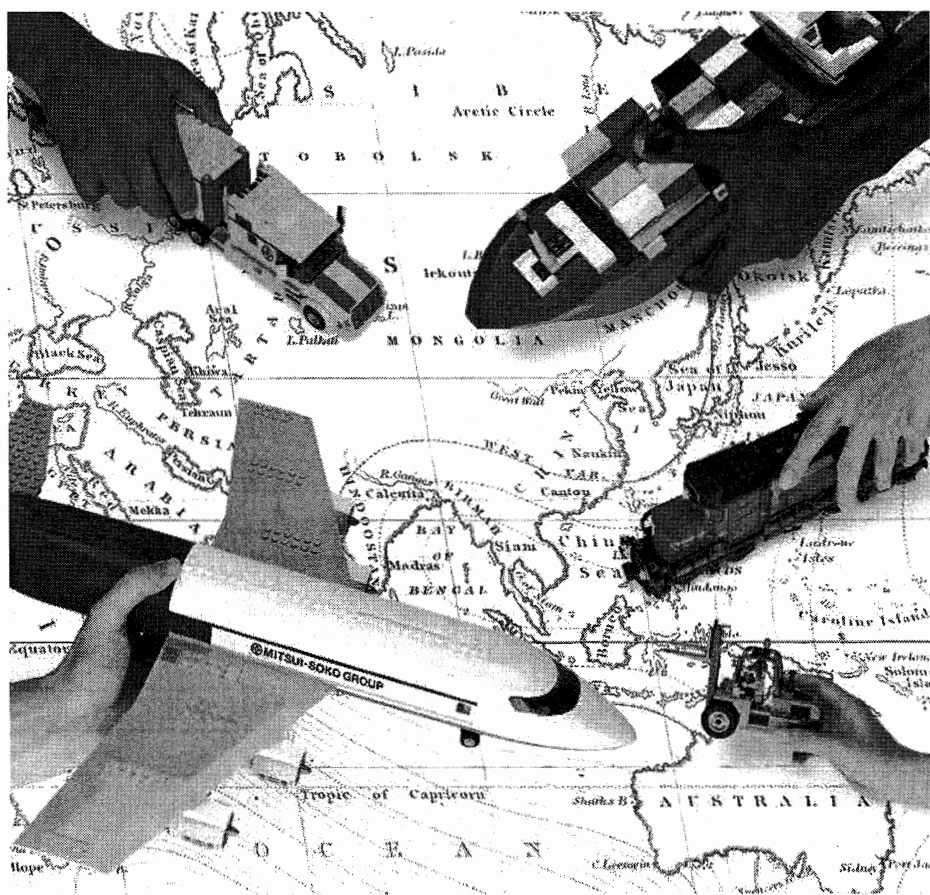
＜表5 陸軍首脳人事異動、2003～2016年＞

	総司令官	第1管区	第1師団長	第9歩兵師団	第2歩兵師団	第21歩兵連隊
2016	チャルムチャイ (27)	アピラット (31)		ウッティチャイ (34)	チャルムチャイ (34) サンティボン (33)	
2015	ティラチャイ (25)	テープボン (29)	ナロンバン (31)	タムマヌーン (33)	シーサク (32)	
2014	ウドムデート (25)	カムパナート (27)	ボンサワット (31) アピラット (31)	ナット (31)		ウォーラユット (35)
2013		ティラチャイ (25)			クーキアト (31)	
2012		パイブーン (26)	ワラー (29)	パイロート (28)		チャルムチャイ (34)
2011			ピシット (28)	パーヌワット (28)	テープボン (29) ピシット (28)	
2010	ブラユット (23)	ウドムデート (25)		タワン (26)		
2009			カムパナート (27)	ウティット (25)		サンティボン (33)
2008		カニット (24)		ウドムデート (25)		
2007	アヌボン (21)		パイブーン (26)	デンチャイ (23)	フリット (26)	
2006		ブラユット (23)	ダーボン (23)			テープボン (29)
2005	ソンティ (17)	アヌボン (21)		アドウン (22)	カニット (24)	
2004	プラウィット (17)		プリン (21)	ソムキアト (20)		パーヌワット (28)
2003		バイサーン (18)	アヌボン (21)		ブラユット (23)	

凡例：() の数字は陸士の期生。

薄い網掛けは第21歩兵連隊出身、濃い網掛けはそれ以外の第2歩兵師団出身者、斜線の網掛けは第1師団出身者、斑点の網掛けは特殊戦争部隊出身者。

チャームチャイはアピラット第1管区司令官に頼ることになろう。プラユット首相はアピラットに絶大な信頼を置いていると伝えられているものの、アピラットは第1師団の生え抜きであり、第1師団長の在任期間は異例なことにわずか半年にすぎなかった。彼は首相への盲従よりも、長年冷や飯を食わされてきた第1師団出身者への配慮を重視するであろう。彼は1991年クーデタの指導者スントーン元国軍最高司令官の息子でもある。つまり、チャームチャイやアピラットが、プラユット政権に対して、東部の虎と同程度以上に忠実である可能性は高くない。軍隊を支持基盤とする軍事政権が、軍隊からの絶対的な支持を確保できなくなれば、存続が危ぶまれる。



物流から価値を。

モノを動かす。心で動かす。

 **MITSUI-SOKO GROUP**

物流から価値を。三井倉庫グループのビジョンであるこの言葉にはさまざまな意味が込められています。経済合理性があること、素早い対応ができること、正確であること、そしていうまでもなく安全であること…。物流に求められる「価値」はますます多様化しています。三井倉庫グループは、グローバルな視点で日々新たな挑戦を続け、物流から価値を生み出しています。